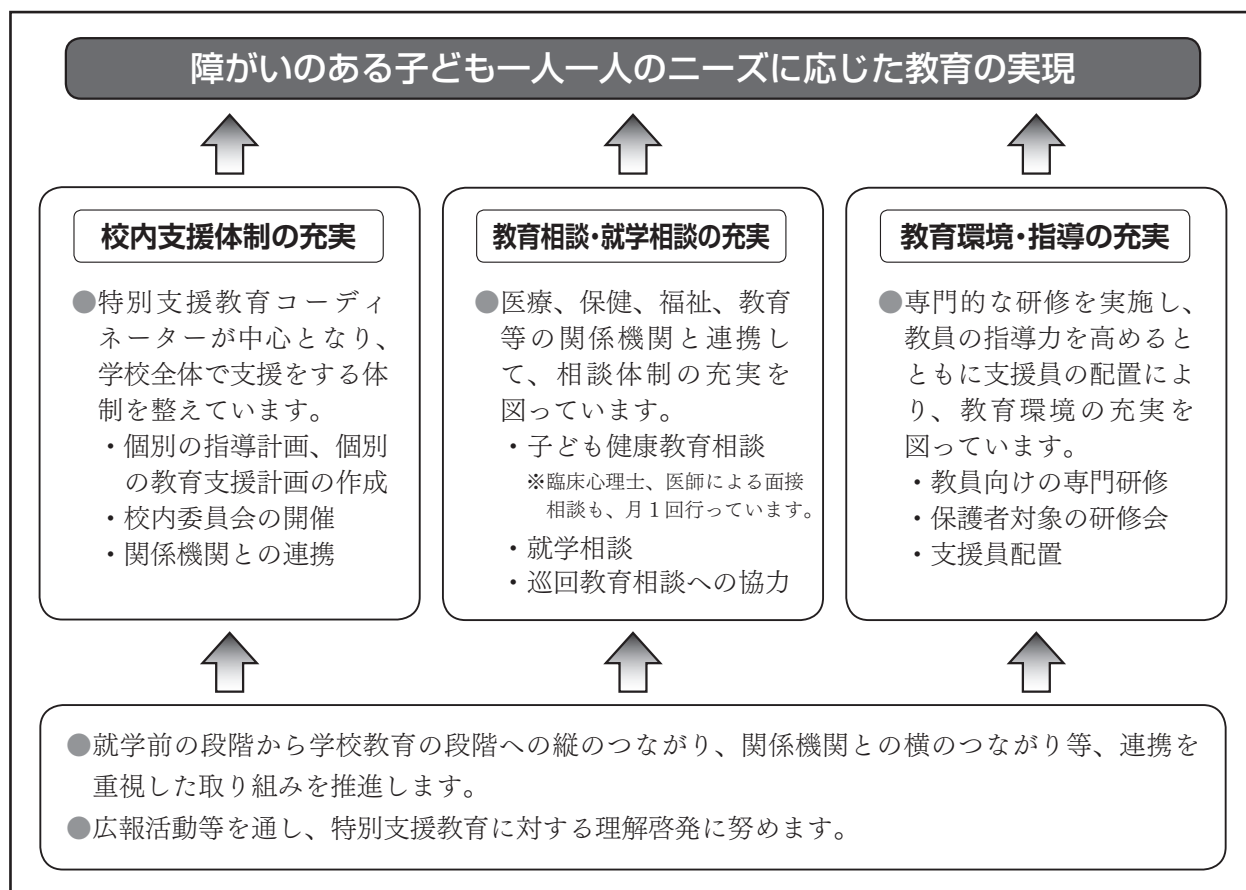


特別支援教育推進事業について

「特別支援教育」とは、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障がいのある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。

本市においても、特別支援教育の充実を重要課題としてとらえ、様々な事業に取り組んでいます。



教員対象の専門研修



保護者を交えてのシンポジウム



特別支援教育総合作品展の共催

◆ 市立学校特別支援教育推進事業（支援員の配置）について

○ 通常学級や特別支援学級において、日常生活や学習活動の介助、学習の支援、健康・安全の確保を行うために、支援員を配置しています。

平成23年度は、50名の支援員を各学校に配置し、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等との連携のもと、子どもたちの支援にあたっています。